

桐生市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新
本則 第7章 議会の活性化 (政策評価の研究) 第23条 議会は、議会による<u>事業仕分けその他の政策評価を研究</u>します。 (委員会の充実) 第26条 議会は、委員会の充実を図るため、次に掲げる事項を実施します。 (1)・(2) (略) (3) <u>議会は、地域住民に関わりが深く、かつ、関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において委員会の会議を開催します。</u>	本則 第7章 議会の活性化 (政策評価の研究) 第23条 議会は、議会による_____政策評価を研究します。 (委員会の充実) 第26条 議会は、委員会の充実を図るため、次に掲げる事項を実施します。 (1)・(2) (略) (削る)